

又、杉の子保育園とやよい保育園の献立表を持ってありますが、同じように私立の保育園で同じように補助をもらってやっているその中で、献立表を見ていただくとよくわかると思いますが全然中身が違うわけです。これは所長は御承知と承知いたしますけれども、これを都の監査があるからいいんだということではなく、やはり福生市の子供たちが預けられているのですから、市としてもっと責任を持つような行政指導をしていただきたいと思っています。とにかく、各保育園の献立表を引き寄せて見比べていただきますと本当によくわかると思います。この献立表を見ただけで食事を見なくても杉の子保育園の給食では子供たちの体づくりは十分できない。やよい保育園とこんなに差があるということ自体不思議だし、そういう点を私は監査していただきたいということと強く言っているのです。とにかく都の監査は十分にされていると思います。が、都の監査は年に二回と決められています。やはり市の給食のことですから、二カ月、三カ月に一回くらいは所長が出かけるなり職員が出かけるなりして、どんなものを子供たちが食べているかに注意を傾けていただきたいと思っています。

そこで一言所長にお聞きしたいのですけれども、杉の子ややよい又各保育園の献立表をご覧になったことがあるかどうか。又、給食問題について、都の監査だけに任せていくのかということをもう一度聞かせていただきたいと思っています。

○福祉事務所長（森田 猛君） 杉の子、やよい、市立、そして都立の給食表についてですが、都立の場合は私も給食のメニューはいただいております。公立でありますので間違いはないということです。市立保育園は予算関係、執行面は市が責任者でございますので、必ず細かい明細——どの商店から何をいつ買ったということを支出命令書の関係からもチェックしております。又、民間保育園の場合ですけれども、献立表は前に松山議員の一般質問等でもございましたので全部取っております。

なお、栄養士が福祉事務所に一名ありますので見てもらっております。私立の問題としては、実際にこれが行われているかどうかという問題ですが、先ほど監査でも申し上げましたが、都から四名くらい監査委員が来て監査を行います。それが年二回あるわけで、献立表を全部見ておりますが、それによる指摘はないということでございます。それに私も立ち会っておりますので、

指摘された場合には、各項目にわたりました福祉所長あてに参考資料として来ております。給食については献立並びに費用の問題等について指摘は全然されてありません。したがって、私どもといたしましてもよくやっているというふうに思っておりますし、又、たまには民間保育園に行きまして、給食の実際を見ております。常時というわけにはいきませんが、見ていることは事実でございます。なお、それから脱脂粉乳の件でございますけれども、私どもといたしましても直接市へ脱脂粉乳の割り当て希望申し込みという書類が来ませんので、各園がどの程度申し込んだかはわかりません。

それからなお杉の子保育園についての脱脂粉乳等の問題でございますが、やはりゼロ歳児につきましては脱脂粉乳は出しておりません。いわゆる何ということですが、ドライミルクですか。森永とか明治等で、たまには牛乳も出しているということも聞いております。したがって、一般の子供さんにつきましては脱脂粉乳を出していることは事実でございます。

○一番(原 敏子君) もう一回だけ要望させてください。

○議長(貫井喜代次君) それではいま一回だけ、時間もあと四分しかありませんの

でそのつもりで……。

○一番(原 敏子君) 要望させていただきます。

私は脱脂粉乳が絶対に悪いということではなく、やはり脱脂粉乳を連日飲ませるということではなく、十七円の補助が出ているのだから、やよい保育園や都立、そういう一般の保育園と同じようなものができるということは間違いないと思うのです。その点で献立表等ももう少し考えた方がいいのではないかと。ということも所長から杉の子保育園に言っただけです。又、やよい保育園等の献立表を取り寄せているということですが、やよい保育園、杉の子保育園の献立表を見るとずいぶん違います。この点ももう少し市としての指導をしていただきたいのです。又、都としての指導は、言ってみれば十七円の分は監査しているでしょうけれども、市から出しているのですから、その十七円の点では市が責任を持ってやうほしいということをもう一度強調しておきまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長(貫井喜代次君) 次に二番松山 清君。

(二番松山 清君登壇)

一般質問
(松山)

一般質問
(天野)

○二番（松山 清君） 三点にわたって一般質問をさせていただきます。

まず第一点は、五日市線の改善であります。御承知のように五日市線の宅地化が進む中で、利用者も急激に増加してきております。一日の五日市線全体の利用者は、昭和四十六年には約一万二千五百人であったのが、昭和五十一年には一万六千五百人と三〇％も増加しているにもかかわらず、この間電車の運行本数は三十八本から四十八本と十本程度しか増加されておりません。又、当市には熊川駅がありますが、熊川地区並びに福生団地の居住者、又田園地区も住宅の建設が進み始めております。今後ますます利用者が増加することとも明らかです。又、聞くところによりますと、秋川市においては二ノ宮に住宅公園が昭和五十一年秋入居の予定で五百四戸の団地を建設する運びとなり、それを考えるときに、電車の増発を何としても国鉄当局に実施してもらわなければなりません。特に朝のラッシュ時には現在東京直通が一本しかありません。又、熊川駅の時刻表で午前六時五十分の電車が発車した後、七時二十三分までの間は三十三分も時間が空いてしまします。その間、当面東京直通を一本増発する必要があると考えております。

次に熊川駅の改善であります。市の担当者の努力によりトイレや駅周辺の照明、公衆電話の設置等改善が進んでおりますが、国鉄当局はホームの屋根の設置や職員の配置等に冷たい態度をとっております。これらの実情は、市当局といたしまして十分におくみ取りの上、関係市町村と協議し、力を合わせて電車の増発や駅の改善等について、国鉄当局に強かに働きかけを実施していただきたいと思いますが、理事者のお考えをお聞かせ願います。

二番目に青少年問題についてですが、青少年の非行対策についてお尋ねい。これについてはいままでもいろいろ議会でも質問等がされておりますが、青少年の非行が一つの社会現象として年々増加していることが報じられております。このような中で、福生市の実態は、近隣の秋川市、羽村町と比較して見るときに、その発生件数は、昨年は福生市百六十八件、秋川市五十四件、羽村町三十六件というように三倍ないし五倍という高い率で発生しており、この傾向はここ三年ほど全く変わっておりません。このような実態を見るにつけ、市がこれから次代を担う青少年の健全育成と社会環境の改善を何よりも積極的に実施していかなければならないことはあまりにも明白であります。

市長におきまして、昨年六月議会において「非行問題について大きな関心を持って取り組みたい」ということは私の偽らざる気持ちであります。」という議会答弁をしておりますが、市当局として当市で近隣市町と比較して高い率で発生する要因をどのように分析してとらえているか、まず第一点としてお尋ねいたします。

二点目といたしまして、その上に立つてどのような抜本的対策をとっていくのかお尋ねいたします。

次に当面実施しようとするればできる問題として、市民の皆さんから出されているものについてお尋ねいたします。

一つには各種の自動販売機の販売時間の制限を設置者に対して要望し、協力していただくことであります。

二つには非行の場所として応々空屋が利用されることが多いと聞いております。都営住宅やハウス等、それぞれの管理者に管理の強化を協力していただくことであります。

以上のことについて市の考え方を伺いいたします。

最後に、これから夏休み等の夏季対策について関係機関とも十分協力して対策をとっていただきたいこと。又、市当局として非行の実態等を市民に明らかにし、対策の協力を全市民に呼びかけること等を実施していただきたいと思っております。

以上、幾つかの点にわたりましたが、答弁をお願いいたします。

三番目といたしまして、基地問題について質問いたします。

一つとして、テレビ受信障害対策についてですが、このたび基地給水塔による熊川地区のテレビ電波障害に対して、共同受信施設が設置される運びとなり、住民の間に組合の設立を進められております。給水塔によるテレビ電波障害発生以来十カ月間、住民の皆さんは大変不便な思いをしてきたわけですが、ここで解決する運びとなったわけですが、

しかし、この共同受信施設の組合加入の負担金としての組合加入金は、組合を設立する上でやむを得ないとしても、維持管理費に充当する組合費を月百円負担するとか、工事の負担金として一戸一台は無料ですが、二台目は個人負担四千五百円、三台目は個人負担一万円となっているように聞いておりますが、この

ように多額の負担を住民にさせることを、市当局としてはどのように考えているのかお伺いいたします。

言うまでもなく、すでに十カ月間にわたって住民の皆さんは大変不便な思いをしてきました。そればかりではなく、飛行機の騒音による被害、又、同じく電波障害を長い間受けてきました。なおかつ、給水塔の建設にあたっては、住民に対して当然起こり得る電波障害に対して、事前に全く説明することなく、建設後に住民の皆さんに指摘されて初めて対策をとるということになったわけです。このようなことを考えるならば当然住民に負担させることなく、すべての維持管理費及び二台目、三台目の工事費も原因者負担——政府が負担すべきものであります。

なお、政府におきましても、郵政省内部では共同アンテナの建設、維持管理については、原因者負担とするの方針を検討しておりますし、郵政省自身の建築物については、御承知かと思いますが、八王子市の八王子郵便局が原因で起こる電波障害に対して、この五月十一日、参議院の逓信委員会において、電波管理局長が、これまで維持管理費については住民負担と

していた逓信省通達を撤回することを明らかにしております。同じ省庁でありながら、防衛施設庁だけが住民負担をさせるということについては納得できません。市当局といたしまして、この点、防衛施設庁と強かに交渉をしていただきたいと思います。と思いますが、どのような考えであられるのかお尋ねいたします。

基地問題の二番目といたしまして、騒音公害訴訟についての考え方ですが、去る四月二十八日、福生、昭島、立川の住民四十一人が原告団となり、米軍の基地公害では全国的にも初めての訴訟が起こされました。

内容は、一つには横田基地の夜九時から翌朝七時までの飛行及び地上音の禁止、二つには住民一人につき一百万円の損害賠償と、基地公害が続く限り住民一人につき一カ月二万円の慰謝料を求めるというものであります。原告住民は被害といたしました。一つには精神的被害、二つには身体的被害、三つには睡眠妨害、四つには日常生活の妨害、五つ目には教育環境の悪化、六つ目は都市環境の破壊をあげ、憲法第十三条の生命、自由、幸福の追求の権利と、同二十五条の健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を確保するために、公害対策基本法の第四条の、国は国民の健康を保護し、及び生活環境

を保全する使命を有することに鑑み、公害防止に関する基本的かつ総合的施策を策定し、これを実施する責任を明らかにしていろいろ追求されております。このような住民の力を合わせてのよい環境、住みよい環境を取り戻すための努力に対して、市長としてどのような考えられておりますかお尋ねいたします。

すでに基地内の保留地返還訴訟を国に対して起こしております都では、横田基地公害訴訟に対して、基地による被害を立証する上で互に協力したいという意向を伝えたことが新聞報道されております。市長の実のある答弁を願うものであります。

以上、三点にわたり一般質問をさせていただきます。

(市長石川常太郎君登壇)

○市長(石川常太郎君) 御答弁申し上げます。

第一点は五日市線の改善でございますが、電車の増発とか直通あるいは熊川駅の改善であるとかいうことは、私もも関心を持っておりまして、運動は各協議会をもつていたしてございます。

実は鉄道の協議会は三つございますが、三鷹・立川間立体化複々線促進協議会におきまして、青梅線、五日市線の増発につきましては合わせて運動をしております。又、青梅線、五日市線、八高線の改善期成同盟もございます。それから秋川流域だけで五日市線改善促進協議会というものがあるというでございます。実はこの五日市線改善促進協議会には福生はいままで入っていないのでございますが、仲間に入れていただければ入れていただいた方がいいのではないかと考えております。したがって、他の協議会でもほかの線ともども運動をいたしますし、又、秋川流域で秋川市、五日市町を中心としてございます促進協議会にもできたら仲間に入れていただきたいと思います。ともに運動を進めたい方がよろしいのではないかと考えております。しかし、なかなか電車の増発とか駅の改造はむずかしいものでございまして、一朝一夕にはまいらないと思います。熊川駅も何とかしたいのですが、現在多摩川を渡っております鉄橋は、ちょっと風が吹きますとスピードを落としてやっと渡るようなものでございまして危険な鉄道と思っております。こんなことで改造ということはどうもむずかしいものと思っておりますけれども、いろいろな促進の協議会を通じ

まして運動を進めてまいりたいと思います。これにつきましてはなかなか一市くらいの運動ではだめでございますので、やはり協議会とともにやるのが正しい行き方だと思います。

次の青少年問題でございますが、これはお説のとおりでございます。私も大変悩んでおります。しかし、これはむずかしいのは決まっておりますが、関係の団体が非常に多ございます。私いたしますと青少年問題協議会の会長をしてあるわけでございますが、議会議員さんにもお願いしてございますけれども、教育委員会又市役所におきましてはいろいろの課が全部関係してまいりますし、又学校は非常に大事なところでございますし、又警察署もでございます。保護士の関係、人権擁護委員、少年補導員、少年センターであるとか民生委員の方とか、その他大変多くの方々にお願いをしているわけでございます。そのうちで学校の教育が非常にむずかしいところがございますが、これは私がとやかく言うべき問題ではございませんけれども、学校の問題、それからいって大事な問題は家庭の問題でございます。これは一番大事な問題であらうと思います。

そこで、私といたしましては各団体をお願いしているところでございますけれども、空屋の対策については、今後の問題でございましてむずかしい問題でございましてけれども組合がでございます。その組合をお願いいたしました善処していただき、あるいは警察にお願いいたしました警備の取り締まりをお願いしているところでございます。

又、先日青少年問題協議会といたしましたという運動がよろしいかということもいろいろ検討したのでございますが、むずかしいことはとてもできませんので、特に夏休み中でございますが強力に各機関をお願いすると同時に、ひとつ一定の行事といたしましては、警察でやっております一声運動とは別の観点から一声運動を強く盛り上げようではないかということで、ただいま準備をしているところでございます。又、夏季のいろいろな対策につきましても、すでに幾度か警察にお願いいたしましたし、他面、防犯協会におきましても、先立って協議会を持ちまして協議をし、警察署にお願いしてございます。

それからテレビの受信障害でございますが、これと同じようなことが狹山市にもございますので、ともに今後被害を受けている方々が、なるべく支出のないよ

うな働きかけをしてまいりたいと思っております。

騒音公害訴訟の問題でございますが、これにつきましては音の被害のある所は大変にお気の毒に思っておりますけれども、私は行政的な立場からまだ努力が足りないという認識を持っておりますので、誠に申しわけないことでございまして、何といたしましては政府という相手のあることでございまして、市あるいは議員さん方の要望どおりまいりませんけれども、結局努力が足りないということになるかもしれませんが、もっとも努力を重ねまして、何とか行政的にうまくならないかというようにただいま努力中でございます。

たとえば申し上げますと基地周辺整備法という法律につきましても四十九年六月に出まして、まだそれに対する予算も十分にはついていないということで私も大変不満を持っております。ですから、そういう法律が十分に活用できるような予算をつけていただきまして、そして、その結果を見る。なおだめならば法律を改正すべきであろうと、そして行政といたしましては、裁判という最終的手段に訴える前に、行政的にできますことをすべてやり尽くさなければまずいのではないかと考えるわけでございます。と申しますのは、民間

空港と軍の飛行場というものは性格が違います。条約でやっております横田基地と大阪空港とは違いますので、私は条約という問題で国の問題であるというふうに解釈しておりますので、行政的な手段をまだまだこれから尽くしていかなければならないと思います。ただ非常に被害を受けている方々には申しわけないと思います。力のないことをおわび申し上げるわけでございますけれども、せいぜい法律が十分に生かされるよう努力してまいりたいと考えておりますので、そのように御了承を賜りたいと思います。

青少年問題につきましては大変むずかしい問題でございますけれども、担当の方からすべての案件にわたりました詳しく御説明申し上げます。

以上でございます。

○教育長(所田信二君) それでは私から青少協の関係について補足答弁をさせていただきます。

青少年の非行が増大いたしました。最近の社会問題となっていることは御承知のとおりでございます。次代を担う青少年が健やかに成長することはすべての人の願いであると思っております。市民一人一人はもちろん、家庭、地域、学

校とか社会全体で青少年の健全な育成を図ることが大切であることは言うまでもありませんが、それらすべてが豊かになり、尊重しあいまして初めて青少年の育成が図られるものと思っております。そういう観点から青少年対策をよく見た場合に幾つかございますが、一つには心も体も健康で明るい家庭であることが一点でございます。それから生きがいのある職業や活動のための施設があるということ、豊かで安全な環境であることという問題が関連いたします。青少年に与える効果が上がってくると思っております。

そこで市の青少年問題協議会の件でございますが、どのような観点から青少年の健全化が進められたかと申しますと、先日も青少協の会議がございましたが、総合的な施策を実施しまして、関係機関や担当課におきまして、地域や市民に啓蒙していきたいということが第一点でございます。又、協議会を数多く開催いたしまして、各関係行政機関や団体の方策を相互に交換しあいまして、効果的な活動を進めているということでございます。それから市民や地域の人の活動に対して援助を進めていくということ、又、市全体といたしましての部門がござりますが、その活動については、今年

度は市長が申されたように夏休みに一声運動を実施しようということが青少協で確認されております。

それから自動販売機の件でございますが、確かに御承知のとおり、いまコインを入れれば酒もビールも、特に衛生器具も出る時代でございます。そういうことにつきましては、青少協の目から見れば好ましいことではないと思いますが、営業の自由とか表現の自由というものがございまして、法律上むずかしい問題がございます。この関係についてどのような対策を立てたいかということにつきましては、青少協の中で検討していきたいと思っております。

それから夏休みの関係ですが、毎年夏休み前には各学校におきましては、学校ごとのくふうした対策を考えておりますが、特に私どもといたしましては、警察署にパトロールを強化してもらいたいとか、いろいろな相談をしてもらうとか、危険個所につきましては注意の看板を立ててもらうとか、さらに学校におきましては校外指導の徹底をしてもらうとか、社会教育におきましては青少協とあわせて父兄にチラシを配るとかいうことと、さらに社会教育課といたしまして、各種の教室を開催いたしまして、児童生徒の指導を進めていきな

いというのが私どもの考えでございます。青少協の関係につきましてはいつも申し上げておるとおり、一市町村ではなかなかむずかしい問題で、むしろ国家的問題といえまして国全体が取り組みなければならぬ問題と思っております。そういう関係でございまして、夏休みにつきましても今後青少協の関係につきましては絶大の努力を回すまいります。

以上でございます。

○環境保全課長（八木房雄君） 自席からお答え申し上げます。

テレビの電波障害工事でございますが、大変おくれましたが、おかげさまで地元の町会長さんを初め役員さんの御協力をいただきました。いま順調に工事が行われております。市でも大変助かっているわけでございます。

御質問の件ですが、工事費の負担だと解釈しております。工事費の負担につきましては防衛施設庁の方の原則がございします。電波障害工事の補償は原則として一カ所一台となっておりますが、私ども三月末で調査いたしましたところ、二台以上のテレビを持つているお宅については御負担なしでできるようないます工事を進めております。というのは、分配器がございまして、一般家庭に

つきましては二台まで可能な分配器を使用しております。三台以上の場合には特別な分配器を使わなければなりません。現在三台ある家庭についてはやはり分配器がございします。したがしまして、その線に接続すれば一切工事費がかからないので、分配器を使用させていただくという考えで工事を進めております。したがしまして、この工事に便いたしましたしてテレビを増設しようという場合には負担がかかるということに相なるわけでございます。したがしまして、いま現在あるものについては全部無料でできるということでございます。

それから維持管理費でございますが、これも私ども町会役員の方々、又説明会に行きましたときにも住民の方々から強く要望されております。したがしまして、私たちも防衛施設庁に対して維持管理費の助成について強く要望しておりますが、先ほど市長からも話がありましたとおり、狭山市におきましては昨年度除去工事を行っております。したがしまして、共同をして防衛施設庁に今後ともその助成方を強く要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○二番（松山 清君） 自席から再質問させていただきます。